

飯能市入札・契約等に係る説明請求等に関する事務取扱要領

(平成14年2月1日決裁)

1 趣 旨

この要領は、入札・契約及び検査に係る説明請求等（説明の請求及び再度の説明の請求をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 説明請求

次の各号に掲げる者は、市長が通知をした日の翌日から起算して7日以内に市長に対して書面により説明の請求（以下「説明請求」という。）をすることができる。

- (1) 一般競争入札において入札参加資格審査申請書及び技術資料を提出した者のうち、市長から入札参加資格がないと決定した旨の通知を受けた者で、当該入札参加資格がないと認めた理由に不服のある者
- (2) 公募型指名競争入札において技術資料を提出した者のうち、市長から非指名通知を受けた者で、当該非指名理由に不服のある者
- (3) 工事希望型指名競争入札において技術資料を提出した者のうち、市長から非指名通知を受けた者で、当該非指名理由に不服のある者
- (4) 技術提案方式及び総合評価落札方式による競争入札において技術提案を提出した者のうち、市長から技術提案が適正と認められなかった旨の通知を受けた者で、当該技術提案が適正と認められなかった理由に不服のある者
- (5) 総合評価落札方式による競争入札において非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者
- (6) 設計・施工一括発注方式による競争入札において設計提案を提出した者のうち、市長から設計提案が適正と認められなかった旨の通知を受けた者で、当該技術提案が適正と認められなかった理由に不服のある者
- (7) 低入札価格調査において当該調査対象者のうち、落札者とならなかった者で、当該落札者とならなかった理由に不服のある者
- (8) 工事成績評定及び工事成績簡易評定による評価結果の通知を受けた者

で、当該評価結果に不服のある者

3 説明請求に対する回答

市長は、前項の規定により説明請求があったときは、飯能市建設工事請負指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、当該説明請求をすることができる期間のうちの最終日の翌日から起算して7日以内に当該請求をした者に理由を付して回答しなければならない。

4 再説明請求

(1) 前項の規定により市長から説明請求についての回答を受けた者が、当該回答による説明に不服があるときは、市長に対し1回に限り再度の説明の請求（以下「再説明請求」という。）をすることができるものとする。

(2) 再説明請求は、説明請求に対する回答があった日の翌日から起算して7日以内に市長に対し書面により請求しなければならない。

(3) 市長は、再説明請求があったときは、第7項に掲げる場合を除き、請求の内容に応じて速やかに飯能市入札監視委員会又は飯能市総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(4) 市長は、前号で委員会の意見を聴いたのち、再説明請求に対する回答について審査会の意見を聴かなければならない。

5 再説明請求に対する回答

市長は、前項第1号の規定による再説明請求があったときは、委員会及び審査会の意見を聴いた上で、当該再説明請求を受けた日の翌日から起算しておおむね60日以内に当該請求をした者に理由を付して回答しなければならない。

6 説明請求等の教示

市長は、第2項に規定する通知には説明請求ができる旨を、第3項に規定

する回答には再説明請求ができる旨をそれぞれ教示しなければならない。

7 説明請求等の却下

- (1) 市長は、説明請求については第2項各号に、再説明請求については第4項第1号に該当しない者がした請求、請求期間が徒過している請求その他客観的かつ明白に請求の適格を欠く請求と認めるときは、その説明請求等を却下することができる。
- (2) 前号の規定により説明請求等を却下するときは、当該請求の書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内に当該請求をした者にその旨を通知しなければならない。

8 入札手続の執行

説明請求等は、原則として入札手続の執行を妨げるものではないものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月10日決裁)

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年2月13日決裁)

この要領は、平成27年4月1日から適用する。